

文書番号	GH-03	グループホーム重要事項説明書	最新版記号	Ai
主管部署	グループホーム セクション		ページ数	1/15

重　要　事　項

説　明　書

社会福祉法人 青森社会福祉振興団

グループホームまるめろ

認知症対応型共同生活介護

文書番号	GH-03	グループホーム重要事項説明書	最新版記号	Ai
主管部署	グループホーム セクション		ページ数	2/15

認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護事業所の入居にあたり、厚生省令第37号第162条に基づいて、事業者として利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1 計画作成担当者

氏名 佐々木寧子 (ササキ ヤスコ)
連絡先 ☎ 0175-23-0611 FAX 0175-23-1523

※ ご不明の点は、何でもお尋ねください。

2 事業所の概要

事業所名	グループホームまるめろ
所在地	青森県むつ市十二林11番13号
指定番号	青森県 0270800212号
管理者役職・氏名	管理者 高屋敷佳代子
連絡先	☎ 0175-23-0611 FAX 0175-23-1523

3 職員の状況

職種	資格	常勤	非常勤	兼務	合計	業務内容
管理者	介護福祉士	1名		介護職員	1名	業務の管理、職員の管理
計画作成担当者	介護支援専門員 介護福祉士	1名		介護職員	1名	利用者のケアプラン作成
介護職員	介護福祉士	3名			4名	利用者の日常生活全般にわたる介護業務
	初任者研修	1名				
介護職員	初任者研修 認知症研修		2名		2名	介護業務補助

4 設備等の概要

定員	9名	台所	14.74m ²
居室	個室 9室 (1室 12.15 m ²)	浴室、脱衣室	13.20m ²
居間、食堂	29.43m ²	娯楽室	11.35m ²

安全にかかる設備	
入居者居室	見守り支援機器 9台

見守り支援機器を使用した見守りは入居者のプライバシーに配慮しながら実施します。

文書番号	GH-03	グループホーム重要事項説明書	最新版記号	Ai
主管部署	グループホーム セクション		ページ数	3/15

5 当施設のサービスの方針等

運営の方針

- ①施設サービス計画に基づき、利用者が可能な限り、居宅での生活への復帰が可能になることを念頭に置いて、日常生活全般にわたる相談、機能訓練、健康管理等、日常生活を送るために必要な支援を行います。
- ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って認知症対応型共同生活介護サービスを提供するよう努めます。
- ③明るく家庭的な雰囲気の下、地域やご家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。

6 サービスの内容と利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

①食事

利用者とスタッフが一緒に作ります。食材料の費用としていただく食費は介護保険の給付対象外です。食事は利用者とスタッフが一緒に食堂にてとっていただきます。また、おいしく食べられる雰囲気作りや衛生（手洗い、消毒、おしごり等）に配慮し、介助や見守りをし、安全な食事提供を行います。

②排泄

利用者の状況に応じ、適切な排泄介助と、自立に向けた援助を行います。おむつ交換が必要になった際は、隨時交換により援助を行います。

③入浴

最低週2回の入浴を行います。また、利用者の状況やご希望によっては毎日の入浴も可能です。

④健康管理

訪問看護ステーションとの連携により、日常的な健康管理を行います。利用者の体調に急変が生じた場合、状況によってはご家族や緊急時の連絡先にご連絡します。また、必要に応じて主治医の指示を仰いだり、協力医療機関への通院も行います。

⑤機能訓練

利用者との家事共同作業により、生活機能の維持・改善に努めます。また、手芸、園芸等リハビリテーションの機会を設けます。

⑥生活相談

利用者が抱えている生活上の色々な悩み、不安等に耳を傾け、専門的な助言を行います。

⑦日常生活上のお世話

日常生活上の身の回りのお世話（着替え、シーツ交換、洗濯、居室の清掃）のお手伝いをいたします。

⑧外出、外泊について

外出、外泊の際には、必ず届出が必要です。所定の用紙にご記入のうえ、提出してください。
また、お盆や年末年始の際は出来るだけご家庭に外泊させてください。

⑨面会について

面会者は面会の都度職員に届け出て下さい。面会時間は、午前8時から午後9時までです。

文書番号	GH-03	グループホーム重要事項説明書	最新版記号	Ai
主管部署	グループホーム セクション		ページ数	4/15

⑩夜間の対応について

職員が夜勤を行っております。緊急の場合、職員がお部屋を訪問し救急車の手配、ご家族へのご連絡をいたします。通院等の付き添いをご家族の方にお願いする場合があります。

(2) 利用料金

介護保険対象

介護保険からの給付サービスを利用する場合、利用者のご負担は所定介護報酬の介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額利用者のご負担となります。

【負担割合が1割の場合】

①基本料金

	1日あたりの利用料金
要 支 援 2	761円
要 介 護 1	765円
要 介 護 2	801円
要 介 護 3	824円
要 介 護 4	841円
要 介 護 5	859円

②医療連携体制加算（I）

1日あたりの自己負担額…37円

③初期加算

1日あたりの自己負担額…30円

※初期加算は入所した日から起算して30日以内の期間について、入院・外泊の期間を除き加算します。

④退居時相談援助加算

1回あたりの自己負担額…400円

⑤サービス提供体制強化加算（I）

1日あたりの自己負担額…22円

⑥若年性認知症受入加算

1日あたりの自己負担額…120円

⑦認知症専門ケア加算（I）

1日あたりの自己負担額…3円（日常生活自立度のⅢ以上の方）

⑧看取り加算

1日あたりの自己負担額…144円

※別添「重度化した場合における対応に係る指針」参照

⑨認知症行動・心理症状緊急受入加算（7日間限度）

1日あたりの自己負担額…200円

⑩介護職員待遇改善加算

介護保険1割負担の18.6%

文書番号	GH-03	グループホーム重要事項説明書	最新版記号	Ai
主管部署	グループホーム セクション		ページ数	5/15

- ⑪生活機能向上連携加算
1ヶ月あたりの自己負担額… 200円
- ⑫口腔・栄養スクリーニング加算
6か月あたりの自己負担額… 20円
- ⑬入退院支援加算
1日あたりの自己負担額… 246円（6日間限度）
- ⑭介護職員特定処遇改善加算
介護保険1割負担の3. 1%
- ⑮栄養管理体制加算
1ヶ月あたりの自己負担額… 30円
- ⑯科学的介護推進体制加算
1ヶ月あたりの自己負担額… 40円
- ⑰ベースアップ支援加算
1か月利用料金の2. 3%
- ⑱生産性向上推進加算Ⅰ・Ⅱ
1ヶ月あたりの自己負担額… 100円（Ⅰ）
1ヶ月あたりの自己負担額… 10円（Ⅱ）

（3）介護保険対象外

①食費（食材料費）

1日につき 1, 600円

②管理費及び共益費

管理費（家賃）	1ヶ月 25, 000円
共益費（光熱水費、共用雑費）	1ヶ月 33, 000円

※生活保護を受けていいる方はご連絡下さい。管理費分は生活保護費から支給されます。

※月途中で入居した場合は、管理費・共益費は日割りで請求となります。

月途中で退居した場合は、管理費は1ヶ月分の請求、共益費は日割りで請求となります。

③その他の費用

日常生活費	理美容代	自己負担となります。
	おむつ代	
	個人的な日常生活品	
個別の費用	電気器具使用料	1器具 月 1, 000円 2～5器具 月 1, 500円 6～ 月 2, 000円 ※但し、介護・整容に関わるための器具ははずす。

（4）その他

- ①その他、レクリエーション・行事に係る費用等は自己負担となります。
- ②介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、利用者の負担額を変更します。
- ③金銭管理サービス
利用者のご希望により、このサービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

文書番号	GH-03	グループホーム重要事項説明書	最新版記号	Ai
主管部署	グループホーム セクション		ページ数	6/15

- 管理する金銭の形態：日常生活費として利用者から預かった現金
- 保管管理者：管理者
- 手続方法：入居時にお申し出下さい。
- 利用料金：
 - ・生活費の入出金のみ
 - 1カ月につき 2,500円
 - ・生活費の入出金以外、税金や高額サービス費の支払いを含む。
 - 1カ月につき 3,000円

7 介護保険法の改正

厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、当施設の料金体系は、厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

8 料金の請求及び支払い方法

- (1) 月利用分の請求書を翌月13日迄に発送いたします。なお、領収書は口座振替確認後、翌月の請求書に同封いたします。また、利用者の都合により領収書の再発行を希望される際は1件につき1,000円を現金にてお支払い頂くことになりますので、大切に保管してください。
- (2) 料金のお支払いは口座振替にてお願いします。
- (3) 平成25年3月31日以前に入居された方

入居時点の支払い方法が適用となります。支払い方法の変更を希望される方は事業所へお申し出ください。

9 入退居の手続き

(1) 入居手続き

- ①要支援2以上の認定を受けた方で、入居を希望する方は、電話等でご連絡ください。
※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。
- ②入居が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定期間と同じです。
ただし、入居要件が満たされれば自動的に更新します。
※詳細は、計画作成担当者にお尋ねください。

(2) 契約の終了

当施設との契約では、契約終了の期日は特に定めていません。従って、以下のようないし事が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事態に該当することになった場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退居していただくことになります。

①利用者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の30日前までに所定の退居届をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退居することができます。

ア. 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。

イ. 利用者が連續して3ヶ月を超えて病院に入院すると見込まれるか、または入院した場合

文書番号	GH-03	グループホーム重要事項説明書	最新版記号	Ai
主管部署	グループホーム セクション		ページ数	7/15

※入院後 1 カ月頃を目途に治療・療養状況などを確認させていただき、3 カ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

退院後に再度入居のご希望がある場合は、改めて入居の申請が必要になります。

- ウ. 当事業所が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- エ. 当施設もしくは職員が守秘義務に違反した場合。
- オ. 当施設もしくは職員が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合。
- カ. 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらなかった場合。

②当施設からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

当施設は、以下ア、イの場合は、文書で通知することにより協議の上、当施設から退居させていただく場合があります。但しウ、エ、オ、カの場合は、文書で通知することなく当施設から退居していただきます。

- ア. サービス利用料金の支払いが定められた期日までになされず、遅延回数が通算 3 回になった場合。
- イ. 利用者がサービス利用料金の支払いを、サービス利用月の月末から 2 カ月遅滞した場合には督促状を発行します。催告後、7 日以内に支払わない場合。
- ウ. 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。
- エ. 利用者またはそのご家族等が、当施設又は施設の職員もしくは他の利用者等に対して以下の禁止行為を繰り返す等生命、身体、人格、財産、信用等を傷つけ、又はその人権を侵害した事により、本契約を継続し難い事情が認められる場合。
 - ①身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為：叩くなど）
 - ②精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為：暴言・大声を発する・怒鳴る・いやがらせ・誹謗中傷など）
 - ③セクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為：必要もなく手や腕をさわる・性的な発言など）
 - ④サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること。
- オ. 利用者及びそのご家族等と、当施設との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合。
- カ. 利用者が連続して 1 カ月を超えて病院に入院すると見込まれるか、または入院した場合。
 - ・ 1 カ月以内の退院が見込まれない場合
 - 1 カ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
- キ. ※退院後に再度入居のご希望がある場合は、改めて入居の申請が必要となります。
- ク. 利用者が身体状況の低下や認知症が進行し共同生活が難しくなった場合は、他事業所へ移行退居していただく場合があります。（要介護 3 以上）
- ク. 利用者が共同生活を営むことに支障が出た場合、また認知症の状態が改善され事業所の介護を必要としなくなった場合。

文書番号	GH-03	グループホーム重要事項説明書	最新版記号	Ai
主管部署	グループホーム セクション		ページ数	8/15

③契約の自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ア. 他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護事業所へ入居した場合
- イ. 利用者の介護認定区分が、非該当（自立）、要支援1となった場合。
- ウ. 利用者が亡くなられた場合、または被保険者資格を喪失された場合。
- エ. 当施設が解散あるいは破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- オ. 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- カ. 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。

④円滑な退居のための援助

利用者が当事業所を退居する場合には、利用者の希望により、当事業所は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を速やかに行います。

- ア. 適切な病院、診療所、介護老人保健施設等の紹介
- イ. 居宅介護支援事業者の紹介
- ウ. その他保健医療サービスまたは福祉サービス提供者の紹介

⑤退居時の荷物に関して

退居時は、速やかに荷物の整理をお願いします。

やむを得ない事由により、ご家族で対応が出来ない場合は、外部委託を依頼し対応していただきます。その際の料金は、利用者負担となります。

10 協力医療機関及び協力歯科医療機関

医療機関の名称	むつ総合病院
所 在 地	むつ市小川町 1丁目2番8号
電 話 番 号	0175-22-2111
診 療 科	内科、外科、脳外科、循環器科、小児科、婦人科、皮膚科等
入 院 設 備	有

医療機関の名称	みどりがおか歯科クリニック
所 在 地	むつ市緑ヶ丘6番12号
電 話 番 号	0175-34-1430
診 療 科	歯科
入 院 設 備	無

文書番号	GH-03	グループホーム重要事項説明書	最新版記号	Ai
主管部署	グループホーム セクション		ページ数	9/15

1.1 非常災害対策

災害時の対応	別途に定める消防計画にのっとり対応します。
防災設備	自動火災報知器 誘導灯 ガス漏れ報知器 防火扉 室内消火栓 非常通報装置 漏電火災報知器 非常用電源 カーテン、布団等は防炎性能のあるものを使用しています。
防災訓練	年2回以上（総合、避難、消火、通報の訓練を行います。）
防火責任者	澤 畑 教 光

1.2 秘密の保持及び個人情報の保護

- (1) 当施設及びその職員は、業務上知り得た利用者及びご家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示しません。
- (2) 当施設は、そのサービス提供上知り得た利用者及びご家族等の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様とします。
- (3) 当施設及びその職員は、必要な範囲において利用者及びご家族等の個人情報を取扱い致します。なお、利用者及びご家族等の個人情報の取り扱いに関して、文書により別途同意を得るものとします。
- (4) 第1項及び第2項に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。

1.3 身体拘束の有無

当事業所では基本的に身体拘束は行いません。もし、身体拘束を行う場合には、身体拘束等行動制限取扱要領に基づき、ご家族と協議をした上で決定します。

1.4 職員への研修の実施

常に一定の介護サービスが提供できるように、職員の資質向上を目指して研修を行っています。

1.5 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡ください。

苦情・相談窓口	受付担当者 高屋敷佳代子 対応時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後6時 電話 0175-23-0611 FAX 0175-23-1523
---------	--

文書番号	GH-03	グループホーム重要事項説明書	最新版記号	Ai
主管部署	グループホーム セクション		ページ数	10/15

○次の公的機関においても苦情申し出等ができます。

むつ市役所 介護福祉課	所在地 青森県むつ市中央一丁目8番1号 ☎ 0175-22- 1111 介護福祉課 介護保険グループ
青森県国民健康 保険団体連合会	所在地 青森県青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル3階 ☎ 017-723-1336 FAX 017-723-1088

16 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 青森社会福祉振興団
代表者役職・氏名	理事長 中山 辰巳
所 在 地	青森県むつ市十二林11番13号
連 絡 先	☎ 0175-23-1600 FAX 0175-23-1601
事 業 所 数	特別養護老人ホーム…3カ所 ケアハウス…1カ所 単独型短期入所施設…1カ所 認知症対応型デイサービスセンター…1カ所 認知症対応型グループホーム…1カ所 訪問介護ステーション…2カ所 訪問看護ステーション…1カ所 ヘルパースクール…1カ所 居宅介護支援事業所…2カ所 在宅介護支援センター…1カ所 地域包括支援センター…1カ所 クリニック…1カ所 デイケアセンター…2カ所 訪問リハビリテーション…1カ所

文書番号	GH-03	グループホーム重要事項説明書	最新版記号	Ai
主管部署	グループホーム セクション		ページ数	11/15

17 緊急時の対応

- (1) サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	(医療機関名)	☎
	(主治医名)	

緊急連絡先	①	氏 名	
		住 所	
		電話番号	
		続 柄	
②	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
	続 柄		

18 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

19 損害賠償について

- (1) 当施設において、当施設の責任により利用者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、当施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

文書番号	GH-03	グループホーム重要事項説明書	最新版記号	Ai
主管部署	グループホーム セクション		ページ数	12/15

- (2) 当施設は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当施設は損害賠償責任を免れます。
- ①利用者（そのご家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して障害が発生した場合。
 - ②利用者（そのご家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して障害が発生した場合。
 - ③利用者の急激な体調の変化等、当施設の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - ④利用者が、当施設もしくは職員の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- (3) 物品の賠償にあたっては現状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。
- (4) 修理または復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価（購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額）をその賠償額範囲とします。そのため、購入から長年を経過した品物については、賠償をいたしかねることがあります。
- (5) 取り扱いに特別の注意が必要なもの等については、あらかじめご提示をお願いします。ご提示のない場合、賠償を致しかねることがあります。
- (6) 利用者またはそのご家族等は、利用者またはそのご家族等の責めに帰すべき事由により、当施設の職員の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

2.0 自然災害等に伴うサービスの変更

地震、津波、大雨、強風等により、サービスの提供が困難と判断した場合は、必要な期間サービスの一時停止または、サービス提供日時の変更を行います。

2.1 身元保証人

- (1) 利用者は、自らの判断により本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障が生じるときは、身元保証人をもって本契約の締結を行うことができます。
- (2) 身元保証人は、連帯保証人を兼ねる者とし、利用者の代行者として、本契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行うものとし、責務の範囲は以下のとおりとします。なお、身元保証人は本契約に定める利用者の当施設に対する義務の履行について保証し、利用者と連携してこれを履行する義務を負うものとします。
 - ①本契約の締結手続き
 - ②利用料金の支払い
 - ③その他、利用者のサービス利用にかかる一切の事項
 - ④身元保証人を変更する場合の通知
 - ⑤利用者が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ⑥契約終了の場合、当施設と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
 - ⑦利用者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。

文書番号	GH-03	グループホーム重要事項説明書	最新版記号	Ai
主管部署	グループホーム セクション		ページ数	13/15

(3) 身元保証人において、本契約上の身元保証人としての義務の履行が不可能または著しく支障をきたす事由が生じた場合、利用者は新たな身元保証人を選定し、本施設に通知するものとします。

2.2 連帯保証人

- (1) 連帯保証人は、入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の債務を負担するものとします。
- (2) 前項の負担は、極度額 150 万円を限度とします。
- (3) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、延滞なく、利用料等の支払状況や延滞金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとします。
- (4) 連帯保証人において、本契約上の連帯保証人としての義務の履行が不可能または著しく支障をきたす事由が生じた場合、入居者は新たな連帯保証人を選定し、本施設に通知するものとします。

2.3 協議事項

- (1) この契約に定めのない事項については、介護保険法の関係法令に従い、利用者と当施設の協議により定めます。

文書番号	GH-03	グループホーム重要事項説明書	最新版記号	Ai
主管部署	グループホーム セクション		ページ数	14/15

【説明確認欄】

年　月　日

上記重要事項について説明しました。

事業者 住所 青森県むつ市十二林11番13号
名称 グループホームまるめろ

(説明者) 職名

氏名

上記重要事項について説明を受け、その内容について同意しました。

利用者 住所

氏名

(署名代行者)

(続柄)

※成年または任意後見人の場合は、以下に記載

成年後見人 住所

任意後見人

(該当の場合レ点) 氏名

身元保証人及び連帯保証人として利用者と同様、上記重要事項について説明を受け、その内容について同意しました。

身元保証人 住所

(兼連帯保証人) 氏名

続柄

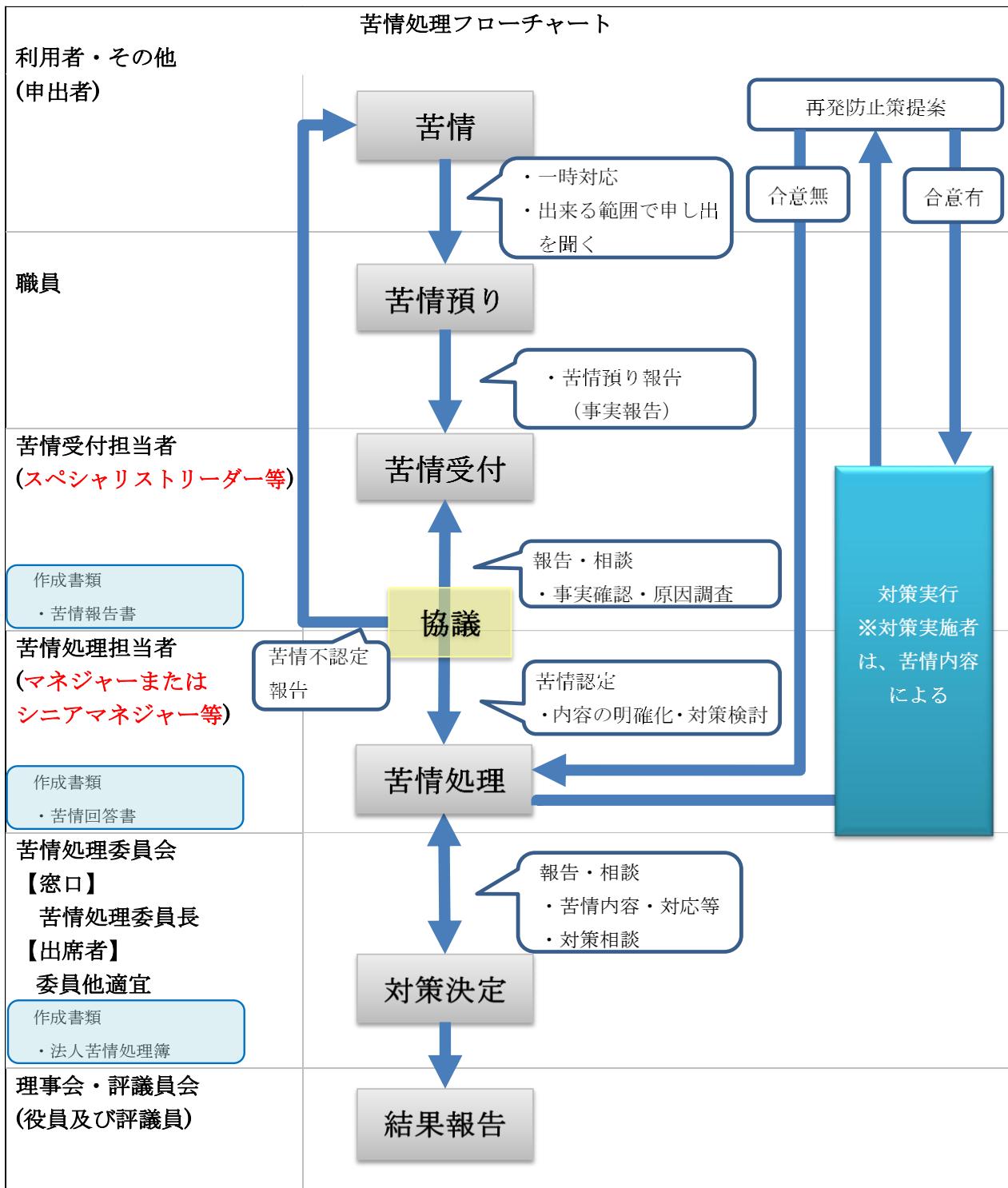
連帯保証人 住所

氏名

続柄

文書番号	GH-03	グループホーム重要事項説明書	最新版記号	Ai
主管部署	グループホーム セクション		ページ数	15/15

苦情処理フローチャート



※適宜、管理職戦略会議及びサービス向上委員会に報告すること